

幼児教育史学会会則の一部改正新旧対照表

新 会 則	旧 会 則
<p>幼児教育史学会会則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条（名称）本学会は幼児教育史学会（<u>Japanese Society for the Historical Studies of Early Childhood Education and Care</u>）と称する。</p> <p>（略）</p> <p>第3章 会員</p> <p>第7条（会費）会員は、会費を納入する。会費は、年 7,000 円とする。但し、<u>特例会員（学生・退職者等）</u>は年 4,000 円とする。会費を納入した会員には、当該年度発行の機関誌、会報を送付する。</p> <p>（略）</p> <p>付則</p> <p>1. 本学会の設立をもって、近代幼児教育史研究会を解散する。前者は後者の全てを引継ぐ。</p> <p>2. 本会則は、2005 年 12 月 10 日より発効する。</p> <p>3. 本会則は、2015 年 2 月 1 日より一部改正、施行する。</p> <p>4. 本会則は、<u>2015 年 12 月 5 日より一部改正、施行する。</u></p>	<p>幼児教育史学会会則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条（名称）本学会は幼児教育史学会（<u>Society for the Historical Studies of Early Childhood Education and Care in Japan</u>）と称する。</p> <p>（略）</p> <p>第3章 会員</p> <p>第7条（会費）会員は、会費を納入する。会費は、年 7,000 円とする。但し、学生は年 4,000 円とする。会費を納入した会員には、当該年度発行の機関誌、会報を送付する。</p> <p>（略）</p> <p>付則</p> <p>1. 本学会の設立をもって、近代幼児教育史研究会を解散する。前者は後者の全てを引継ぐ。</p> <p>2. 本会則は、2005 年 12 月 10 日より発効する。</p> <p>3. 本会則は、2015 年 2 月 1 日より一部改正、施行する。</p>